

お客様各位

2019年9月28日にご案内いたしました「バングラデシュ税関申告価格情報提出のお願い」につきまして、提出内容の改訂通知がありましたので、下記の通りご案内申し上げます。

【 記 】

1. 適用開始日 : 2023年 10月 30日 搬入分より
2. 対象向け地 : ダッカ(DAC)
3. 必要情報 : 税関申告価格(Declared Value for Customs)
4. 対象 BL : シングル AWB、混載マスターAWB、ハウス AWB
5. 記載箇所 : Declared Value for Customs
※各 AWB、ハウス AWB、ハウスマニフェスト(対象代理店様)に記載必須
※混載 AWB でハウスに複数の通貨で申告されている場合は換算して
合計金額を記載してください
6. 申告方法 : FWB/FHL 共通
各 AWB、全ハウスの税関申告価格を入力
※混載 AWB でハウスに複数の通貨で申告されている場合は換算して
合計金額を入力してください
※尚、再送信データは上書きされませんのでご注意ください

FWB/FHL 送信を書類提出で依頼の代理店様 :

別紙「海外税関データ登録依頼書」と上記必要情報(税関申告価格)を記入した
航空運送状(MAWB)とハウスマニフェスト(Payment も記入)を搬入してください。

注)不完全な情報送信、及び、書類提出の場合で上記必要事項が無い場合、訂正が行われるまで HOLD、もしくは AWB 訂正費用、及び、現地罰金が発生する場合があります。

以上